

○西南学院バプテスト資料室利用規則

2023(令和5)年5月12日
制定

(趣旨)

第1条 この規則は、西南学院史資料センター規程(2015(平成27)年12月10日)第12条に基づき、西南学院バプテスト資料室(以下「バプテスト資料室」という。)の利用について定めるものとする。

(休館日)

第2条 バプテスト資料室の休館日は、次のとおりとする。ただし、資料センター長が認めたときは、臨時に開館又は休館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (4) キリスト降誕祭(12月25日)
- (5) 年末年始の休日(12月28日から1月5日まで)

2 前項の規定にかかわらず、バプテスト資料室の休館日は、百年館の休館日と同じとする。

(開館時間)

第3条 バプテスト資料室の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、入室は午後4時30分までとする。

2 前項の規程にかかわらず、バプテスト資料室の開館時間は、百年館の開館時間と同じとする。

3 資料センター長が必要と認めたときは、当該時間を変更することができる。

(利用資格)

第4条 バプテスト資料室を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学学生(大学院生、研究生及び研究員を含む。)
- (2) 本学生徒、児童及び園児
- (3) 本学教職員
- (4) 同窓生及び元教職員
- (5) 他学図書館などからの紹介者
- (6) 資料センター長が特に認めた者

(資料の閲覧など)

第5条 資料センター長が必要と認めたときは、前条第1項に規定する者の申請により、その調査研究の用に供するために、バプテスト資料室の所蔵する資料(以下「資料」という。)の閲覧又は複写を許可することができる。

2 資料の閲覧又は複写をしようとする者は、あらかじめ資料の閲覧又は複写を文書で申請しなければならない。

3 申請書の様式は、別に定める。

(資料の閲覧制限)

第6条 次に該当する資料は、閲覧又は複写を制限することがある。

- (1) 保存に影響を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (2) 現に展示中のもの
- (3) 寄託された資料及び借用した資料で、寄託者又は貸出者の承諾を得ていないもの
- (4) バプテスト資料保存・運営委員会において、不相当と認めたもの
- (5) 宗教法人「日本バプテスト連盟」関連資料については、同連盟に資料が提供されてから原則30年に満たないもの

(資料の貸出し)

- 第7条 資料は、貸出しを行わない。ただし、資料センター長が特に認めたときを除く。
- 2 資料の貸出しを希望する者は、資料借用書を提出し、資料センター長の許可を受けなければならない。
 - 3 資料の貸出しの許可を受けた者は、資料センター長の指示するところにより、資料の管理にあたらなければならない。
 - 4 資料の貸出しの許可を受けた者は、当該資料を他に転貸してはならない。
 - 5 資料の貸出し期間は、資料センター長がその都度定める。

(損害の賠償)

- 第8条 見学者等のバプテスト資料室利用者又は資料の貸出しの許可を受けた者が、故意又は過失など自己の責に帰すべき理由により、施設設備、展示資料又は貸出資料を損傷し、又は滅失したときは、資料センター長の指示を受けてこれを原形に復し、又は資料センター長が定める相当の代価をもって損害を賠償しなければならない。ただし、資料センター長が特にやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(資料の寄贈)

- 第9条 バプテスト資料室は、資料の寄贈を受けることができる。
- 2 バプテスト資料室に資料を寄贈しようとする者は、資料センター長にその旨を申し出るものとする。
 - 3 資料センター長が寄贈を受けることを決定した場合は、本人にこの旨を通知するものとする。
 - 4 寄贈を受けた資料は、寄贈者の氏名及び寄贈年月日を表記し、永くその篤志を伝える。

(資料の寄託)

- 第10条 バプテスト資料室は、資料の寄託を受けることができる。
- 2 バプテスト資料室に資料を寄託しようとする者は、資料センター長にその旨を申し出るものとする。
 - 3 資料センター長が寄託を受けることを決定した場合は、寄託者にこの旨を通知するものとする。
 - 4 寄託資料の寄託期間は、その都度資料センター長が寄託者と協議して定める。
 - 5 寄託資料は、バプテスト資料室所蔵の資料と同一の取扱いとする。
 - 6 寄託資料は、あらかじめ定められた寄託期間にかかわらず、寄託者の請求又はバプテスト資料室の都合により、これを返還することがある。
 - 7 寄託資料が、天災その他の不可抗力によって損傷又は滅失したときは、バプテスト資料室は損害賠償の責を負わない。

(補則)

- 第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、資料センター長が別に定める。

(所管部署)

- 第12条 この規則に関する事務は、総合企画部社会連携課学院史資料センター事務室の所管とする。

(規則の改廃)

- 第13条 この規則の改廃は、バプテスト資料保存・運営委員会の議を経て、学院史資料センター運営委員会が行う。

附 則

この規則は、2023(令和5)年5月12日から施行する。

附 則

この規則は、2024(令和6)年4月18日から施行する。